

## [ チェーンソー作業従事者特別教育カリキュラム ]

### <対象者>

チェーンソー従事者

### <根拠法令>

労働安全衛生法第59条（安全衛生教育）

労働安全衛生規則第36条第8号の2（特別教育を必要とする業務）

### <カリキュラム>

講習内容	1. 伐木作業に関する知識	2. 0時間
	2. チェーンソーに関する知識	2. 0時間
	3. 振動障害及びその予防に関する知識	2. 0時間
	4. 関係法令	1. 0時間
	5. 実技（伐木の方法）	2. 0時間
	6. 実技（チェーンソーの操作）	2. 0時間
	7. 実技（チェーンソーの点検及び整備）	2. 0時間
	合計	13. 0時間